

個人情報保護規程

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人子どもスポーツ文化支援財団（以下「本財団」という。）が実施する子どもスポーツ・文化活動助成事業（以下「本事業」という。）において取り扱う個人情報の適正な管理に関する基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- （2）「個人データ」とは、法第16条第3項に規定する個人データをいう。
- （3）「保有個人データ」とは、法第16条第4項に規定する保有個人データをいう。
- （4）「本人等」とは、個人情報により識別される本人をいう。本人が児童である場合は、その保護者を含む。

（適用範囲）

第3条 この規程は、本事業に関連して本財団が取り扱うすべての個人情報に適用する。

2 本事業において取り扱う個人情報には、次のものを含む。

- （1）応募者及び助成先の氏名、名称、住所、連絡先その他の基本情報
- （2）応募申請書、活動計画書、収支予算書その他応募及び選考に係る書類に記載された情報
- （3）選考委員及び運営協力者の氏名、連絡先その他の情報

（管理責任）

第4条 本事業における個人情報の管理に関する責任は、代表理事が負うものとする。

2 代表理事は、個人情報の取扱いに関し、本財団の役員及びスタッフ（選考委員及び運営協力者を含む。以下同じ。）に対して必要な教育及び監督を行うものとする。

（利用目的の特定及び通知）

第5条 代表理事は、個人情報を取得するに当たり、その利用目的をできる限り特定し、あらかじめ本人等に対して明示するものとする。

2 本事業における個人情報の利用目的は、次のとおりとする。

- （1）助成の応募の受付及び応募者の管理
- （2）応募内容の確認及び選考
- （3）選考結果の通知

一般財団法人 子どもスポーツ文化支援財団

- (4) 助成金の交付に関する手続
- (5) 実績報告及び収支報告の確認
- (6) 助成の実績の公表
- (7) 本事業の運営に関する連絡及び案内
- (8) 選考委員の委嘱及び運営協力者の確保、これらの者との連絡並びに謝金の支払その他の管理
- (9) 本事業の改善のためのアンケート調査及び分析

3 前項の利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行い、変更後の利用目的を本人等に通知し、又は公表するものとする。

(取得の方法)

第6条 個人情報、適法かつ公正な手段により取得するものとし、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

(安全管理措置)

第7条 代表理事は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 個人データを記録した書類は、施錠可能な場所に保管すること
- (2) 個人データを記録した電子データは、パスワードの設定その他のアクセス制限を行うこと
- (3) 個人データを取り扱う端末には、ウイルス対策ソフトの導入その他の技術的安全管理措置を講ずること
- (4) 個人データの取扱いは、業務上必要な範囲の者に限定すること

(スタッフの義務)

第8条 本財団の役員及びスタッフは、本事業に関連して知り得た個人情報を正当な理由なく第三者に漏らし、又は本事業の目的以外の目的に使用してはならない。退任又は退職後も同様とする。

(第三者提供の制限)

第9条 代表理事は、次の各号に該当する場合を除き、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人等の同意を得ることが困難であるとき

(開示、訂正及び利用停止)

第10条 本人等から、当該本人に係る保有個人データの開示、訂正、追加、削除又は利用停止の請求があった場合は、代表理事は、本人確認を行ったうえで、法の定めるところに従い、遅滞なく対応するものとする。

一般財団法人 子どもスポーツ文化支援財団

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1893番地386

Tel : 03-6823-4992 Web : <https://sportsforkids.jp/>

（保存期間及び廃棄）

第11条 本事業に関連して取得した個人データの保存期間は、当該個人データに係る事業の終了の日から3年間とする。ただし、法令により保存期間が別に定められている場合は、当該法令に従うものとする。

2 保存期間を経過した個人データは、速やかに復元不可能な方法により廃棄するものとする。書面については裁断処理、電子データについては完全消去の方法によるものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 個人データの漏えい、滅失若しくは毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態又は本財団が取得し、若しくは取得しようとしている個人情報であって個人データとして取り扱われることが予定されているものの漏えい等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、代表理事は、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事態の把握及び被害の拡大防止のための措置
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 影響を受ける本人等への通知
- (4) 再発防止のための措置
- (5) 理事会への報告

2 法第26条に定める個人情報保護委員会への報告が必要な場合は、代表理事は、法令の定めるところに従い、速やかに報告するものとする。

（公表）

第13条 この規程は、本財団のウェブサイトにおいて公表する。

2 代表理事は、個人情報の利用目的、開示等の請求手続その他個人情報の取扱いに関する事項を、本財団のウェブサイトにおいて公表するものとする。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、一般財団法人子どもスポーツ文化支援財団の設立登記の日より施行する。

一般財団法人 子どもスポーツ文化支援財団

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉1893番地386
Tel : 03-6823-4992 Web : <https://sportsforkids.jp/>